

申入書

2021（令和3）年6月25日

〒105-0014 東京都港区芝1丁目15番14号
オフィスニューガイア浜松町No.16 3階
株式会社ALL&ソリューションズ 御中

〒321-0968
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘
TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の調査委任契約書（契約事項説明書）及び重要事項説明書には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2021（令和3）年 7月30日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条

に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

第1 契約事項説明書第7条，重要事項説明書第7条

契約の解除に関する事項

- (1) 調査の進捗状況の中で、委任者における対象者の個人情報の利用目的、すなわち調査の利用目的が下記に掲げる事項に該当した場合、契約の解除と致します。又、この場合の調査料等は全額お支払いして頂くと共に損害賠償等の法的措置を取る場合もございますのでご了承ください。
- ⑤ 上記①～④の確定的な認識の場合の他、その蓋然性があると受任者が判断したとき。
- (3) 契約締結後に委任者からの契約の解除又は中止の要請があった場合は、次のとおりとします。
- ① 着手前である場合、解約手数料として第2条1項にある、調査料金合計（成功報酬費を除く）の10%を支払うものとします。但し、第2条1項にある調査料金合計の10%が金10万円（税別）に満たない場合は、解約手数料として金10万円（税別）を支払うものとします。（※クーリングオフは除く）
- ② 着手後である場合、実稼働部分と上記①で定める解約手数料をお支払い頂きます。また、成功報酬費を定めている場合は着手金全額と、それまでの成功の有無によって成功報酬費が加算されます。

1 申入れの趣旨

契約事項説明書及び重要事項説明書第7条のうち、

(1) ⑤については、全部

(3) ①については、全部

②については、「と上記①で定める解約手数料」「成功報酬費を定めている場合は着手金全額と、」

を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 第7条(1)⑤について

ア 契約事項説明書及び重要事項説明書第7条(1)①～④では、違法行為のために利用する場合には、調査料の全額支払い及び損害賠償等の措置を取る場合もあることを規定しています。貴社が、依頼人が、違法目的であることを確認した場合に、債務不履行に基づき解除したり、損害賠償請求をしたりすること自体は、法令遵守の観点からも不当条項であるとは言いきれません。

しかし、⑤では、違法目的で使用するものの「蓋然性があると受任者が判断したとき」と規定しており、真実かどうかはさておき、貴社の考え次第で、消費者の責任に基づく解除を認め、少なくとも調査料等については全額支払いを求めることができるものとしています。

消費者が違法目的で依頼していない場合であっても、貴社の解除権行使を認めることは、消費者に責任がなくても、解除を認めることとなるため、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項といえます。

イ また、消費者が、違法目的で依頼していない場合には、消費者の帰責事由がないにも関わらず、貴社の解除権行使を認めることとなるため、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえます。

ウ よって、「上記①～④の確定的な認識の場合の他、その蓋然性があると受任者が判断したとき」は「解除と致します」との規定は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

(2) 第7条(3)① 着手前について

当該条項は、調査委任契約締結後、消費者において、貴社が調査に着手する前に解約した場合には調査料金の10%若しくは10万円(税別)の

いずれか高い方の解約手数料を負担させる規定です。

調査委任契約直後の段階で解約された場合の損害としては、調査委任契約書の作成に係る損害しか観念できず、それが調査料金の10%若しくは10万円(税別)のいずれか高い方を超えるものとは考えられません。

また、着手前にも様々な段階があり、一律に調査料金の10%若しくは10万円(税別)のいずれか高い方の解約手数料の負担を課すことになれば平均的な損害を超える負担を消費者に負わせることとなります。

よって、消費者契約法9条1号により無効となりえます。

(3) 第7条(3)② 着手後について

当該条項は、調査委任契約締結後、消費者において、貴社が調査に着手した後に解約した場合には実稼働部分の報酬のほか、調査料金の10%若しくは10万円(税別)のいずれか高い方、あるいは成功報酬費を定めている場合は着手金全額の解約手数料を負担させる規定です。

着手後に解約された場合の損害としては、調査委任契約書の作成に係る損害のほか、実稼働に要した費用しか観念できず、それに調査料金の10%若しくは10万円(税別)のいずれか高い方、あるいは成功報酬費を定めている場合は着手金全額の解約手数料を加算できる損害があるとは考えられません。

よって、消費者契約法9条1号により無効となりえます。

第2 重要事項説明書 第10条

クーリングオフについての内容

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、委任者は文書をもって調査委任契約の解除(クーリングオフといいます。)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。

ただし、次の場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

※委任者が調査結果等を営業用に利用する場合や、店舗・営業所での契約、委任者からの請求により委任者のご自宅での申し込みまたはご契約を行った場合等。

1 申入れの趣旨

※のうち、「店舗・営業所での契約、」を削除することを求めます。

2 申入れの理由

訪問販売について、特定商取引法上「販売業者又は役務の提供の事業を営む者が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供」（特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）2条1項1号）のほか、「販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供」（同項2号）と定義づけられています。

すなわち、店舗・営業所での契約であっても、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた場合、電話・郵便等により、契約の締結について勧誘する目的であることを告げずに営業所等への来訪を要請する場合、電話・郵便等により、他の者に比して著しく有利な条件で契約を締結できる旨を告げて来訪を要請する場合には、クーリング・オフの適用となります。

したがって、「店舗・営業所での契約」の場合には例外なくクーリング・

オフの行使が否定される記載をしており、特商法9条1項に反する特約であるとして同条8項により無効となりえます。

よって、特商法58条の18第2項1号に基づき、「店舗・営業所での契約」を削除することを求めます。

第3 契約事項説明書 第9条

管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに同意するものとする。

1 申入れの趣旨

契約事項説明書第9条を削除することを求めます。

2 申入れの理由

民事訴訟法第4条ないし第7条は、当事者の住所や請求の内容等に応じた管轄を規定しています。貴社は、全国各地に支店を置き、日本全国の会員との間で訴訟が生じる可能性があり、原則として、民事訴訟法4条ないし7条によって管轄裁判所が定まることとなります。

しかるに、契約事項説明書第9条は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定しています。すなわち、本規定は、他の管轄を排除して東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が東京から遠い地域に居住する場合であっても、一律に東京において訴訟を行わざるを得ないものです。

したがって、契約事項説明書第9条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者

の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

よって、契約事項説明書第9条は、消費者契約法10条に反し、無効となります。

以上